

任意継続被保険者の皆様へのお知らせ

1. 標準報酬月額の上限額の変更について

令和7年度の任意継続被保険者の保険料算定もととなる標準報酬月額の上限を30万円から32万円に変更いたします。

このため、上限額に該当される方は保険料額が変更となります。

標準報酬月額上限の変更

変更前 (令和6年4月～令和7年3月)	変更後 (令和7年4月～令和8年3月)
30万円	32万円

- 任意継続被保険者の上限額の決め方
前年の9月30日現在における、当組合の全被保険者の標準報酬月額（収入月額）の平均額
- 任意継続被保険者の標準報酬月額の決め方
健康保険法により次の①か②のいずれかの少ない額と規定されています。
 - ① 資格を喪失した時の標準報酬月額
 - ② 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限（令和6年度：30万円）

2. 保険料額について

保険料額につきましては、上記①または②の標準報酬月額に保険料率9.6%を乗じた金額となります。